

【平成27年度】

- 個別避難計画作成や、計画を活用した避難訓練の実施等に係る費用を支援する補助制度を制定

【令和元年度】

- 第4期高知県南海トラフ地震対策行動計画（令和元年度～令和3年度）において、「要配慮者対策の加速化」を重点課題とし、その中心的な取組として個別避難計画作成を位置付け
- 県地域福祉政策課内に災害時要配慮者支援室（4名）を設置
- 5つの圏域に設置された南海トラフ地震対策推進地域本部と福祉保健所が中心となり、沿岸5市で県モデル事業実施
- ケアマネジャー定例会等で福祉専門職の参画の必要性を説明（令和2年度以降も継続）

【令和2年度】

- 県モデル事業を沿岸19市町村に拡大
- 沿岸の各市町村において防災部局と福祉部局が連携したWGを設置

【令和3年度】

- 介護支援専門員連絡協議会等と、福祉専門職参画の対価として支払う金額の目安について協議
- 福祉専門職参画に要する資料（事業所説明資料や作成マニュアル等）の案を作成し、市町村に参画を働きかけ
- 内閣府モデル事業を活用し、意識醸成、ノウハウ共有を目的とした研修会等を開催
- 県ガイドラインを改定し、福祉専門職参画が計画作成に効果的であるなど、県として促進する取組の方向性を明記

【令和4年度～（予定）】

- 第5期高知県南海トラフ地震対策行動計画（令和4年度～令和6年度）において、「要配慮者対策の着実な推進」を重点課題に位置付け、第4期と同様に個別避難計画作成を中心として課題解決に取り組む
- また、上記第5期計画において、「優先度の高い県内沿岸部（L2津波浸水想定区域内）で同意取得者の個別避難計画作成率80%」を令和6年度までの目標として設定

【モデル事業の1年間における取組のポイント】

- ・福祉専門職の参画が効率的かつ効果的と認識
- ・参画促進のためには、福祉専門職の過度な負担とならない作成手順が必要
- ・連携に積極的な市町村で連携を進め、ノウハウを蓄積し、他市町村に横展開

→地域住民や福祉専門職、市町村職員を対象とした講演会等により関係者の意識醸成を図り、取組の下地づくりを推進

【モデル事業として行った取組】

1. 住民の意識の底上げ（講演会）

目的：安全な避難には個別避難計画の作成が効果的であることを認識していただき、取組への理解を深める
対象者：高齢者や障害者等の当事者及びその家族、自主防災組織や民生委員等の地域住民等（計93名参加）
内容：東京大学 片田特任教授 「災害犠牲者ゼロの地域づくり」 ※ビデオ出演

2. 特性の理解（研修会）

目的：避難行動要支援者の特性や計画作成時の注意点を知り、計画作成に関わる心のハードルを下げる
対象者：自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会等の地域住民（計22名参加）
内容：（講演）高知県障害者（児）福祉連合会 武田会長 「災害時要配慮者の特性について」
（体験会）高齢者→見えづらさ・聞こえづらさ・動きづらさ ※両体験とも支援者役・要支援者役を体験
車椅子→引っ張り器具の有無による悪路走行の違い

3. 地域の取組を促す人材の育成（作成促進の基盤づくり）

目的：作成関係者に対する意識啓発やノウハウを共有する研修会を開催
対象者：市町村担当職員（計62名参加）
➤内容：（個別避難計画作成の取組事例）岡山県岡山市危機管理室
（福祉専門職との連携事例）高知県四万十町、黒潮町



【課題】

- 福祉専門職の協力を得るためには、参画経費に対する財政支援や福祉専門職が属する事業所への働きかけが必要
- 市町村が円滑に福祉専門職に参画を依頼するためには、職能団体として協力意向の提示が必要

【今後の対応の方向性】

- 県補助金により引き続き、参画経費を支援（予定）
 - 【R4年度 補助対象(案) <補助率はすべて1/2>】 ※本資料作成時点案
 - ① 福祉専門職等に同意取得を依頼する経費
 - ② 福祉専門職等に計画作成（改定含む）を依頼する経費
 - ③ 福祉専門職に避難行動要支援者が参加する訓練への同行、助言を依頼する経費
 - ④ 計画作成・更新時や訓練実施時に必要性が認められた、避難支援のための資機材の購入費（車椅子、担架等）
- 市町村の意向を踏まえつつ、県が事業所へ福祉専門職参画の必要性を説明（予定）
- 県域の職能団体と覚書等を締結（予定）

市町村における取組（R4～）

避難行動要支援者名簿の精査

〔例〕同居家族等の支援により避難が可能な者の除外、掲載理由が年齢要件のみの者の除外

優先度を踏まえた個別避難計画作成

〔優先内容〕

居住地の災害リスク

- ・津波
- ・土砂崩れ
- ・洪水

心身の状況による
避難困難度

- ・移動能力
- ・避難の判断能力
- ・情報取得の能力

独居・社会的孤立の
可能性

- ・世帯に複数の要支援者
- ・家族の避難能力が弱い

考慮

〔優先度〕

高

低

〔優先度に応じた作成推進〕

〔公助〕

市町村が主体と
なって計画を作成

専門的な支援等
が必要で地域で
は対応が難しい
要支援者

〔自助・共助〕

本人・地域記入に
よる計画の作成

福祉専門職等
による支援

連携

自主防災組織、
民生委員等の
協力

要件別	要介護認定	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害	高齢者世帯	その他
高	5	1級	A1	1級		難病等患者
⇕	5	2級	A2		単身 高齢者のみ	
低						

県の取組

市町村の取組を全面的に支援

◆ 県ガイドラインを改定し、県として促進する取組の方向性を明記

◆ 福祉専門職参画の促進

- ・ 県域関係団体やケアマネジャー定例会等で取組を説明し、参画の下地づくり
- ・ 市町村に福祉専門職参画の有効性を啓発しつつ、具体的な手法や資料を提示

◆ 県補助金により支援

【R4年度補助対象（案）】

- ① 福祉専門職等に同意取得を依頼する経費
- ② 福祉専門職等に計画作成（改定含む）を依頼する経費
- ③ 福祉専門職に避難行動要支援者が参加する訓練への同行、助言を依頼する経費
- ④ 計画作成・更新時や訓練実施時に必要性が認められた、避難支援のための資機材の購入費（車椅子、担架等）